

緊急学校復興計画【ネパール】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 令和8年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ネパール連邦民主共和国
(2) 案件名	緊急学校復興計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを 含む	2015年4月から5月に発生したネパール地震により特に甚大な被害を受けた郡において、地震被害を受けた学校施設などの再建・耐震工事を行うことにより、支援対象校の再建・修繕・耐震性強化を図り、もって教育環境の復興及び建物の強靱化を通じた同地域の持続的な社会・経済成長に寄与するもの。 事業の内容 ・ネパール地震により被害を受けた学校施設等の再建、耐震化 (ア) 学校施設等の再建、耐震化 (イ) 関連する資機材の供与 ・コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：平成27年12月18日 イ 供与限度額：140億円 ウ 金利：0.01% エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業の計画当初、ネパールでは、2015年に発生した大地震により学校施設も甚大な被害を受け、100万人近い生徒が学習の場を失ったことから、復興・復旧が急務となり、「仙台防災協力イニシアティブ」の基本方針である「Build Back Better（より良い復興）」のコンセプトにより、被害を受けた学校の再建・耐震化が求められていた。 現在も同国では地震リスクがあり、学校施設の耐震化の促進は不可欠であり、引き続き本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状

	2015 年の地震で被害を受けた地域において、274 校を対象として再建・耐震化を進めた。新型コロナウイルス感染拡大などにより、一部対象校の工期が延長となったが、2023 年 4 月には全ての工事が完了した。その後、2023 年 11 月に西部地域地震が発生し、新たに被害を受けた 11 校に対して本借款の未使用残を活用し追加で再建・耐震化を実施することとなった。 現在、追加工事も進捗しており、2027 年 3 月までには全工事が完了する見込み。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、当初予定どおりの効果が見込まれているため、引き続き支援を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ 国際協力機構の事業事前評価表 ・ その他国際協力機構から提出された資料